

法律の 現場から

158

スポーツ中の 事故

弁護士 村上 光平

ラグビーワールドカップが開催中です。スポーツは身体的接触が当たり前ですが、競技中に選手が負傷させられた場合、賠償責任はどうなるでしょう。調べてみると、結論が一律ではないようです。故意に怪我をさせる行為は論外ですが、競技の種類やルール、プレーの内容、選手の技量やさまざま要素を考慮してケースバイケースで決まります。裁判例では、バドミントンダブルスでラケットが目にあたっ

て大けがをした事案では、ペアの女性に約1300万円の支払いを命じた事例もあります。スポーツ中の事故でも賠償責任が発生する場合があるので、個人賠償責任保険に加入しておくことも必要かもしれません。ともあれ、日本代表には、怪我なく、大会を盛り上げていってもらいたいですね。

生活に関わるお悩み、気軽ににご相談ください
「くらし支える相談センター」 052-916-7702
平日13時～17時



■ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)